

第8章 地域別構想

1. 地域別構想の基本的考え方

地域別構想は、土地利用や地域の成り立ち等の諸条件を踏まえ、以下に示す5つの地域に分類して、課題に対する整備構想を検討します。

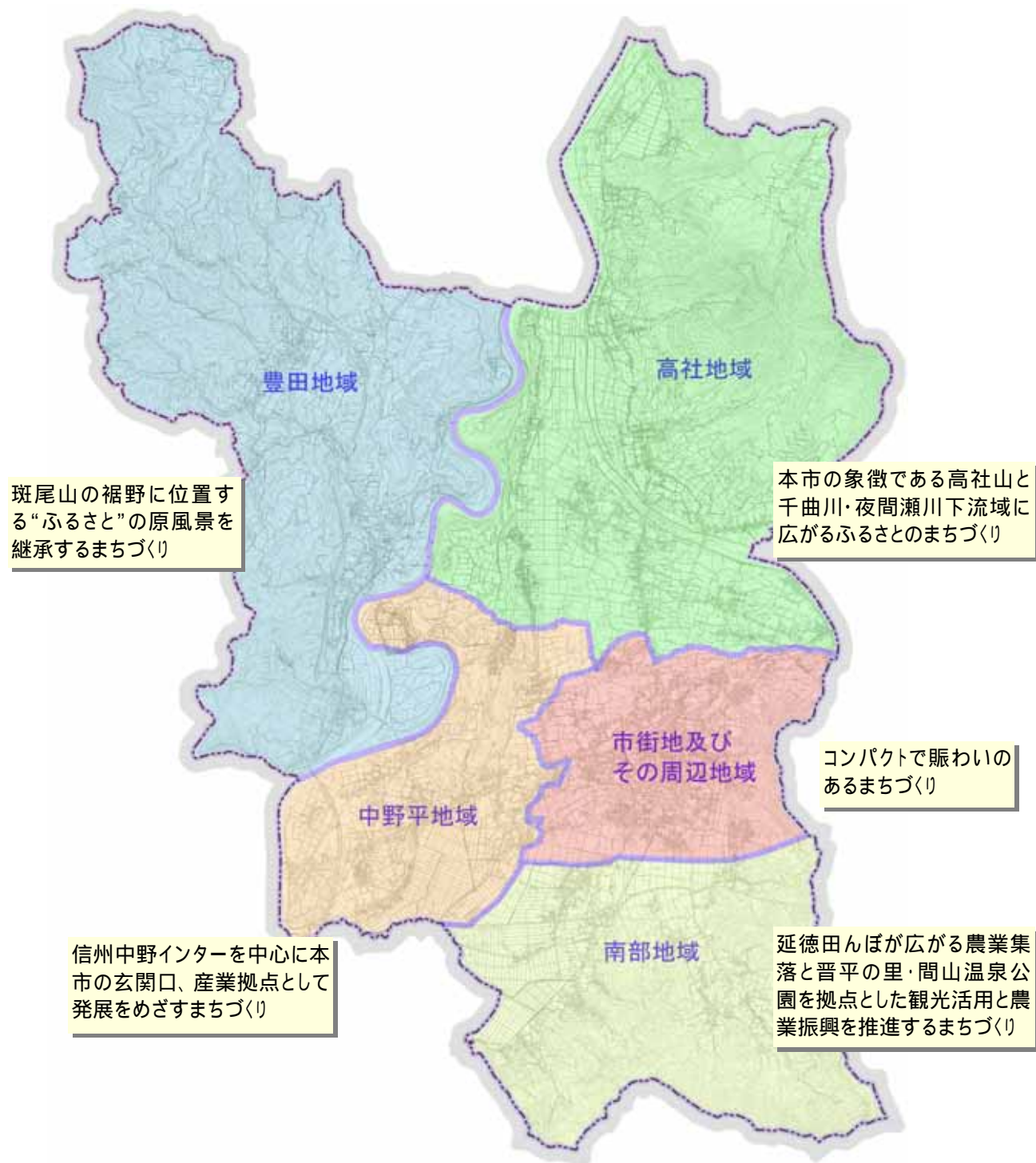


図. 地域区分図

2. 市街地及びその周辺地域

地域の目標	コンパクトで賑わいのあるまちづくり
整備方針	
地域の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆市街地は、行政機能、商業機能等の都市機能が集積し、賑わいの中心でもありましたが、人口の減少や空き店舗の増加など、活力の低下が見られます。 ◆市街地の居住環境・経済基盤の再構築に努めるとともに、公共交通を活用したコンパクトで賑わいのある市街地の再生をめざします。
土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○行政機能、商業機能、住居機能及び生活文化機能を維持・継承しながら中心市街地の再構築をめざします。 ▼市役所周辺地域においては、社会経済状況の変化を踏まえながら、公共公益サービス機能の質的向上や拡充整備を推進します。 ▼中心市街地一帯は、人口の流出、高齢の進展、商店街の停滞に対応するため、居住機能の回復、福祉機能の充実、商業・サービス機能の再生に努めます。 ▼陣屋前広場については、様々な利用方法を検討しながら適切な活用を検討します。 ▼中野高校跡地は、様々な利用方法を想定しながら適切な活用を検討します。 ▼西条運動広場は、様々な利用方法を想定しながら適切な活用を検討します。 ▼中心市街地にふさわしい機能を強化・育成するために、道路網の確立、駐車場や駐輪場の整備・設置誘導などに努めます。 ○用途地域の拡大も視野にいれつつ、地域ニーズに見合った適切な土地利用の誘導をめざします。 ○市街地周辺部においては、適正な沿道土地利用を促します。 ○農地の保全を基本とし、既にスプロール化した農地の適正な利用を促します。
道路、交通体系の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路整備プログラムを策定し、これに基づき事業を実施します。 ○都市計画道路の見直しを行い、環状機能を拡充するなど適切な交通の分散・誘導に努めます。 ○用途地域内の都市計画道路の整備を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ▼吉田西条線の未開通部分を整備します。 ▼吉田西条線を計画延長し、環状機能を拡充します。 ▼立ヶ花東山線の市街地周辺部の路線について再検討します。 ▼上記再検討の結果、必要に応じて、駅北線(寿町線)を再検討します。 ▼駅前線の整備を推進します。 ○やさしい歩道整備を促進して歩道のユニバーサルデザイン化に努めます。 ○公共交通の見直し検討を行い、利用促進、運行の維持に努めます。

整備方針	
環境保全・ 景観形成の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ○公共空間・居住環境において、緑や水辺のある“ゆとり”と“癒し”の都市空間形成を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ▼一本木公園を整備・拡充します。 ○住環境等の整備を促進し、生活密着型のまちづくりを進めます。 ○用途混在や小規模・老朽・密集住宅地の形成、さらには、低未利用地の存在が確認できる中心市街地周辺の既存住宅地には、幹線街路や細街路等の生活基盤施設の整備に努めます。 ○無秩序な市街化が懸念される地区においては、市街化に対応した生活基盤施設の整備に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ▼国道292号等主要道路沿道部は、自動車交通による本市の玄関口になるため、それにふさわしい景観形成のため、屋外広告物の規制を含め道路と沿道建築物・土地利用が一体となった質の高い景観形成を促進します。 ○歴史的建造物や史跡の保全に努めるとともに、中野陣屋・県庁記念館界わいの街並み形成に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ▼市街地から地域東部にかけての歴史的・文化的施設を結ぶネットワーク(道路・散策路)を整備し、「緑」とふれあえる環境の創出に努めます。 ▼東山公園周辺部は、良好な樹林地等の環境資源を今後とも維持・継承していくため、斜面緑地や尾根線等の保全を図り、緑のスカイライン[※]を維持します。
都市防災の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に備え、緊急輸送路や避難経路として活用できるみちづくりに努めます。 ○建築物等のセットバックを推進するとともに公共空地の確保に努めます。 ○建築物の耐震化及び不燃化を促進します。

※スカイライン：山や建築物群などが空を区切ってつくる輪。郭線のこと

2-1．市街地及びその周辺地域の構想図



図. 市街地及びその周辺地域の構想

3. 南部地域

地域の目標	延徳田んぼが広がる農業集落と晋平の里・間山温泉公園を拠点とした観光活用と農業振興を推進するまちづくり
-------	--

整備方針	
地域の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆延徳田んぼに代表される田畑地域は、本市の農業基盤であると同時に地域の特徴的な景観を形成しています。 ◆今後も農地の保全及び農政等の経営支援を組み合わせる農業振興に努めます。 ◆中山晋平記念館や間山温泉公園周辺を観光拠点とし、市内の観光連携の強化をめざします。
土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産の場として無秩序な開発を抑制し、農地の保全に努めます。 ○地域の中心となる延徳駅の周辺地区を生活拠点として位置づけ、生活支援機能の集積立地に努めます。 ○晋平の里として魅力的な既存施設や周辺の自然環境、歴史・文化とふれあえるよう、ネットワーク(道路、散策路等)を整備し、その活用を促進します。
道路、交通体系の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○主要幹線道路の整備を促進するとともに観光拠点への誘導に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ▼観光振興を図るため観光施設への道路整備に努めます。 ○地域外との交流活動や地域内における住民等の身近な交通を支えていくため主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路等の道路網の整備を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ▼国道403号、県道中野小布施線、県道須坂中野線は、円滑で安全な交通を確保するための整備を促進します。 ○本市と須坂市及び高山村を結ぶ県道須坂中野線の交通不能区間の解消を促します。 ○補助幹線道路や主要な生活道路は、主要幹線道や幹線道路のネットワークを基本としながら、地域内に散在する各種拠点地区・施設や集落間の連携を強化するため、計画的に配置し、その整備を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ▼通学路等の歩道の整備に努めます。 ○除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 ○公共交通の見直し検討を行い、利用促進、運行の維持に努めます。
環境保全・景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模開発や施設立地を制限しつつ、沿道の適正な土地利用を促進します。 ○地域に散在する集落地では、生活基盤施設を充実していくとともに、晋平の里としてふさわしい環境を整備します。 ○遊休荒廃農地の解消と里山の保全に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ▼集落地周辺のまとまりのある優良農地は、農業生産基盤の充実等により施設利用型農業の振興を促進し、その営農環境・田園景観の保全に努めます。 ○延徳田んぼ及び周囲の眺望を保全し、大規模開発・建造物の抑制に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ▼地域南部の低山地においては、良好な樹林地等の環境資源を今後とも維持・継承していくため、斜面緑地や尾根線等の保全を図り、緑のスカイラインを維持します。 ○河川の治水に取り組むとともに親しみやすい水辺空間の確保に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ▼地域住民の日常的生活交流の場となる地域生活拠点の緑化に努めます。
都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○低地の浸水対策、河川の氾濫など水害対策や急傾斜地の崩落防止など治山・治水対策を促進します。 ○建築物の耐震化及び不燃化を促進し、集落内における住宅密集地での災害の防止に努めます。

4. 中野平地域

地域の目標	信州中野インターを中心に本市の玄関口、産業拠点として発展をめざすまちづくり
整備方針	
地域の基本方針	◆信州中野インター周辺の利便性を生かした工業・流通産業の推進と沿道サービス型の観光・商業機能に加え、北信濃ふるさとの森文化公園・浜津ヶ池公園を拠点とする本市の玄関口としての形成をめざします。
土地利用の方針	○信州中野インター周辺は、その利便性を生かし流通やサービス施設等の秩序ある立地を図り、高丘工業団地を中心とする産業振興を推進します。 ○地域を縦断する丘陵の緑の保全に努めます。 ○都市計画区域の未指定地域について、指定拡大を検討します。 ○周辺農地については、農業生産の場として無秩序な開発を抑制しつつ、まとまりのある保全に努めます。 ○集落地の住環境の維持に努めます。 ○低未利用地の適正な活用を図ります。 ▼旧中野平中学校跡地の適正な活用を誘導します。 ▼信州中野インター周辺の低未利用地(草間山)の有効活用を促進します。
道路、交通体系の方針	○補助幹線道路や主要な生活道路については、主要幹線道路や幹線道路のネットワークを基本としながら、地域内に散在する各拠点地区・施設や集落地間の連携を強化するため、計画的に配置し、その整備を推進します。 ▼江部交差点など渋滞発生区間については、原因を把握し問題の解決に努めます。 ▼立ヶ花東山線の整備を促進します。 ▼県道三水中野線の防災対策と歩道の整備を促進します。 ▼高丘9号線、草間農協線の整備を推進します。 ○除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 ○公共交通の見直し検討を行い、利用促進、運行の維持に努めます。
環境保全・景観形成の方針	○大規模開発や施設立地を制限しつつ、沿道の適正な土地利用を促進します。 ○県の景観条例に基づき景観の保全に努めます。 ○歴史的価値のある建造物の保存に努めます。
都市防災の方針	○千曲川などの氾濫、内水対策や急傾斜地の崩落防止など治山・治水対策を促進します。 ○建築物の耐震化及び不燃化を促進し、集落内における住宅密集地での災害の防止に努めます。

4-1 . 中野平地域の構想図



図. 中野平地域の構想

5. 高社地域

地域の目標	本市の象徴である高社山と千曲川・夜間瀬川下流域に広がるふるさとのまちづくり
整備方針	
地域の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆高社山麓や夜間瀬川流域に生息するチョウゲンボウやその繁殖地(十三崖)など自然・生態系の保全に努めます。 ◆果樹園や施設園芸を中心とした農地地帯の保全と農業振興の継続をめざします。
土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然環境の保全と無秩序な開発の抑制を図るため、夜間瀬川以北の地区への都市計画区域の拡大を検討します。 ○農地の保全を図り、無秩序な開発を抑制します。
道路、交通体系の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○中野地域と豊田地域をつなぐ県道豊田中野線の整備を促進します。 ○県道夜間瀬赤岩線の整備を促進します。 ○県道中野飯山線の狭隘区間の解消等、整備を促進します。 ○除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 ○公共交通の見直し検討を行い、利用促進、運行の維持に努めます。
環境保全・景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○高社山及び十三崖のチョウゲンボウ繁殖地などの自然保護に努めます。 ○まとまりある農地の保全に努めます。 ○長野県景観育成重点地域に属し、沿道の適正な土地利用を推進し景観の保全を図ります。 ○柳沢遺跡など貴重な遺跡の調査・保全に努めます。
都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間瀬川、千曲川流域の氾濫を防ぐため、堤防の整備を促進します。 ○急傾斜地の崩落防止など治山・治水対策を促進します。 ○建築物の耐震化及び不燃化を促進し、集落内における住宅密集地での災害の防止に努めます。

5-1 . 高社地域の構想図

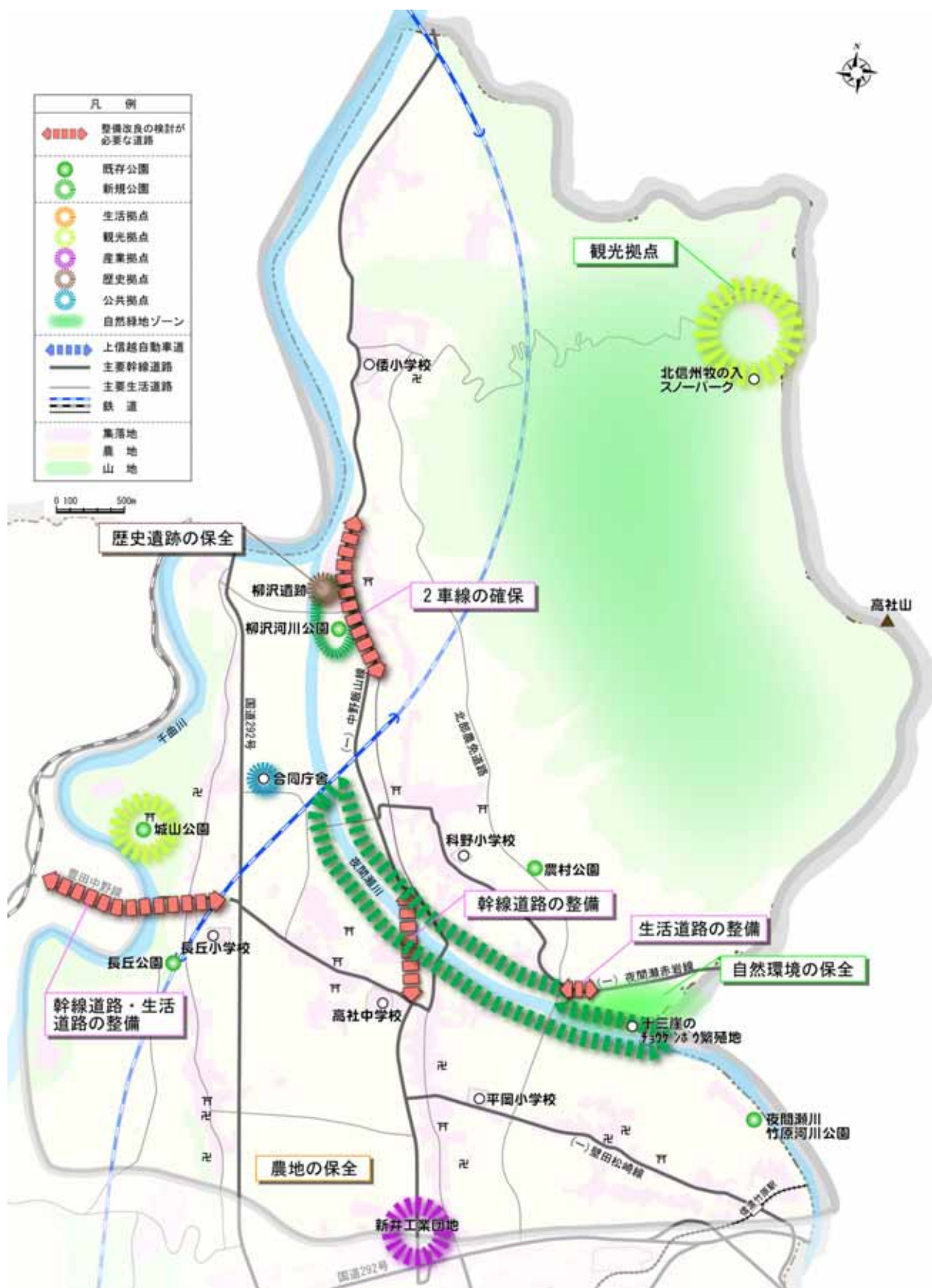


図. 高社地域の構想

6. 豊田地域

地域の目標	斑尾山の裾野に位置する“ふるさと”の原風景を継承するまちづくり
-------	---------------------------------

整備方針	
地域の基本方針	◆斑尾高原の豊かな自然の保全・活用に努めるとともに、唱歌“故郷”に歌われる里山集落の風情・景観を継承することをめざします。
土地利用の方針	○豊かな自然環境の保全と適正な土地利用の誘導による市域の一体化を図るため、都市計画区域の拡大を検討します。 ○農地の保全を図り、無秩序な開発を抑制します。 ○豊田飯山インター周辺については、北信州の人的、経済的な玄関口として、適正な土地利用を促進します。
道路、交通体系の方針	○中野地域と豊田地域をつなぐ県道豊田中野線及び県道三水中野線の整備を促進します。 ○国道117号バイパスの整備を促進します。 ○県道飯山妙高高原線の親川バイパスを検討しつつ整備を促進します。 ○除雪等、冬期間の交通安全対策に努めます。 ○歩道未整備区間の整備を行い歩行者の安全確保に努めます。 ○公共交通の見直し検討を行い、利用促進、運行の維持に努めます。
環境保全・景観形成の方針	○沿道の適正な土地利用を推進し、農村の景観保全に努めます。 ○優良農地の保全と有効利用を推進し、農村交流を促進します。
都市防災の方針	○千曲川や斑尾川等の水辺、里山の自然を保全しつつ、堤防の整備を促進します。 ○急傾斜地の崩落防止など治山・治水対策を促進します。 ○建築物の耐震化及び不燃化を促進し、集落地内における住宅密集地での災害の防止に努めます。

6-1 . 豊田地域の構想図



図. 豊田地域の構想